

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
TSUSHIMA MALL
岡山市津島南一丁目二番七号
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
株式会社フェイスコーポレーション
岡山市南方三ー一〇ー三六
代表取締役 福武 れい子
- 3 変更事項
(変更前)
駐輪場の収容台数 二百五十台
(変更後)
駐輪場の収容台数 二百八十台
- 4 変更年月日
平成十四年十一月十二日

二 届出年月日

平成十四年十一月十一日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十四年十一月十五日から平成十五年十二月十五日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所